

石岡市入札監視委員会

令和5年度第1回会議 議事概要

開催日時 及び場所	令和5年7月25日(火) 14:00～		
	石岡市役所 201会議室		
出席委員	委員長 井川 洋一 委員 井上 拓也 委員 小柳 武和 委員 箕輪 浩徳 委員 村田 一晃 (敬称略)		
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日		
審議案件総数	6件		
内 訳	一般競争	3件	電気工事1件、業務委託2件
	指名競争	0件	
	随意契約	3件	建設工事1件、業務委託2件
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	別紙のとおり		
委員会による 建議の内容	特になし		

(別紙)

案件1 一般競争入札（電気工事） R4国補八郷水処理センター ストックマネジメント設備改築工事	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	都市建設部下水道課
契約日	令和4年11月14日
入札参加者数	20者
予定価格	146,938,000円（税抜き：133,580,000円）
最低制限価格	110,319,000円（税抜き：100,290,000円）
落札額	146,850,000円（税抜き：133,500,000円）
落札率	99.94%
意見・質問	回答
<p>1者による入札では落札率が高くなり、予算の節約も見込めないため、問題なのではないか？</p> <p>入札の参加要件について、県内自治体は概ね同様か？競争性を確保するためにも要件の変更は考えないのか？1者による入札の案件が目立つのは参加資格に問題があるのではないか？</p>	<p>参加想定者は20者であり、一定の競争性は確保されていると判断しておりますが、電気工事については応札者数が増えないという状況があります。</p> <p>世界的な半導体不足の影響で応札者が増えない現状もありますが、入札要件については、地域要件や工事实績等、入札参加者を増やす方策を検討します。</p>

<p>案件2 一般競争入札（業務委託） R3・4 合併国補・橋りょう長寿命化定期点検委託</p>	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	都市建設部道路建設課
契約日	令和4年11月1日
入札参加者数	1者
予定価格	14,773,000円（税抜き：13,430,000円）
最低制限価格	11,101,909円（税抜き：10,092,645円）
落札額	14,773,000円（税抜き：13,430,000円）
落札率	100%
意見・質問	回答
<p>これも入札参加者が1者であり、落札率も非常に高い。その辺りの事情は？</p>	<p>業者選考委員会に諮る前、7者に履行可能か確認を得て告示を行いました。入札時には業者都合で参加が難しくなったようです。落札率が高いことについては検証出来ていません。</p>
<p>入札辞退者に対してペナルティはあるのか？</p>	<p>「辞退」ではなく「不参加」なのでペナルティはありません。</p>
<p>辞退されてしまっただけでは対策も出来ないだろうが、1者入札では競争が働かないのではないかと思う。</p>	<p>答弁なし（意見のみ）</p>

<p>案件3 一般競争入札（業務委託） 八郷中学校生徒教育バス運行業務委託（中型バス6号）（債務負担行為）</p>	
発注方法	条件付き一般競争入札
主管課	教育委員会事務局教育総務課
契約日	令和5年2月6日
入札者数	1者
予定価格	67,229,415円（税込み）
最低制限価格	50,709,144円（税込み）
落札額	67,200,000円（税込み）
落札率	99.95%
意見・質問	回答
<p>本件と次の審議案件は類似案件だが、競争入札と随意契約に分かれた理由は？</p>	<p>随意契約とした方の案件では、従前の契約時に車両を新調しており、新調に係る経費を見込んだ上で入札を執行し、現業者が落札しました。今回はその切り替えであり、新調した車両を引き続き使用することにより車両に係る経費の面で有利であると判断し、随意契約としました。</p>
<p>この入札の地域要件を満たす業者は、本件の落札業者しか居なかったのか？</p>	<p>要件を満たす業者は4者、実際に市のバス運行を受注した業者としては3者おります。</p>
<p>あらゆる物価が上がっている状況だが、この落札業者は無理をして受注しているということはないか？</p>	<p>価格設定は業者の見積りを参考にしているので、価格の面で無理があるということはありません。</p>
<p>地域要件の設定として、このような業者を地元に残したいというような政策的な判断はあったか？</p>	<p>市内業者の育成の観点から市内業者を優先していますが、市内の事業者のみでも想定業者数が4者あるため、競争性は担保されていると考えています。</p>

<p>案件4 随意契約（業務委託）</p> <p>石岡中学校生徒教育バス運行業務委託（マイクロバス3号）（債務負担行為）</p>	
発注方法	随意契約
主管課	教育委員会事務局教育総務課
契約日	令和5年2月27日
入札者数	1者
予定価格	51,032,925円（税込み）
落札額	50,499,965円（税込み）
落札率	98.95%
意見・質問	回答
<p>随意契約の理由は地方自治法施行令の何に該当しているのか？</p> <p>前審議案件の説明にあったが、業者がどのバスを使用するかは行政が差配する話ではないと考えるが、それが何故「経費の削減」に繋がるのか。予定価格で見ても落札率98.95%であって、1.05%しか削減出来ていないのではないのか？</p> <p>競争入札が前提である特定の随意契約において、「この会社のこの路線だけ」で経費が削減出来るという理由は？バスの大きさが違う等の事情でそのような削減が出来たということか？</p> <p>そういう事情であれば市内全てに同様の事が言える訳で、「あそこの業者はバスを新調したから安く出来るはず。」として全て随意契約に出来てしまう。それでは前の審議案件では何故一般競争入札にしたのか？</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「現在契約履行中のものに履行させることにより、経費の削減が認められるもの」です。</p> <p>車両経費を見込んだ場合とそうでない場合で比較すると、年間220万円ほど経費の削減が図れるため、5年分の契約では（設計段階において）1,100万円ほどの経費削減が図れています。</p> <p>バスの大きさに変更はありません。仮に入札案件とした場合、車両の経費まで見込むと1,000万円ほど上乗せとなりますが、現行の業者に受託することでその経費が削減できると判断し、随意契約としました。</p> <p>前案件は5年契約を2回、計10年経過しているため、車両の総合費用も設計に計上して、どの業者でも参加出来るように競争入札としました。</p>

<p>これまでも「車両を新調したら同一業者と随意契約にして10年～」というような形でやって来たのか？</p> <p>この路線で使用しているバスが「その用途専属でしか使用しない」ということは無いと思う。他の事業者もそのようなバスを所有していたか否か確認したのか？</p> <p>競争性確保の観点からも、その辺りの問題意識は持っておいた方が良いでしょう。</p> <p>先ほどから受注業者としては3者居るとの話だが、1者が全然話に出て来ない。その1者は入札にも参加していないのか？</p>	<p>平成25年が最初の（契約の）年ですが、過去はそうにやっておりました。</p> <p>確認は行っていません。</p> <p>答弁なし（意見のみ）</p> <p>バスの運行自体は行っているので入札には参加することは可能と思われていますが、入札に参加していません。</p>
--	--

<p>案件5 随意契約（建設工事）</p> <p>R4 単・市道 A2001 号線舗装補修工事</p>	
発注方法	随意契約
主管課	都市建設部道路建設課
契約日	令和4年12月26日
入札者数	3者
予定価格	4,983,000 円（税抜き：4,530,000 円）
落札額	3,960,000 円（税抜き：3,600,000 円）
落札率	79.47%
意見・質問	回答
<p>資料では「一度入札に付して落札者が無かった」とあるが、その辺りを説明して欲しい。</p> <p>価格面でかなり低く落札されたようだが、設計時点で過剰な積算があった訳ではないのか？</p> <p>この落札価格と入札時の最低制限価格を比較して、最低制限価格はこの落札金額よりも高かったのか低かったのか？</p> <p>それは入札時の最低制限価格が今回の落札金額よりも高かったということか？</p> <p>そうすると「最低制限価格」を下回ったことを理由に入札を不調としておいて、その後の3者の見積り合わせによってさらに低い金額で落札したとなると、当初の入札における「最低制限価格」の意味とは何だったのか？</p>	<p>応札は3者ありましたが、いずれも最低制限価格を下回ったため、その3者を対象として再度見積り合せを実施しました。</p> <p>県の基準を基に積算しているので、過度な積算ではないと考えています。価格が低い要因としては、企業努力という様に考えています。</p> <p>正確な数字は手元にありませんが、100万円ほど高かったと思います。</p> <p>はい。</p> <p>最低制限価格は国が示す最新のモデルを採用しています。目的としては工品質の確保と下請けへの圧迫防止等です。必要最低限の経費で最大の効果を得るためです。随意契約においては最低制限価格を設けず、履行可能かどうかという部分も含め、担当課で判断の上で落札としております。</p>

<p>「適切な品質を確保出来ない」から最低制限価格を設定したにも関わらず、決定した結果は最低制限価格を下回っているというのが続くのであれば、最低制限価格なんて設けない方が良くはないか？</p> <p>大規模な工事であればその通りだろうが、このように500万円未満の案件において、それこそ「数十万円の世界」で金額が少し低かったことを理由として、見積り合せを再度実施することが果たして「最少の経費で最大の効果が得られる」と言えるのかは、気になるところだと思う。</p>	<p>市としても一定の基準の上で執行する必要がありますので国の基準に基づいて執行している所です。特に1億円を超える工事については低入札価格調査制度を活用しており、特に大きな工事においてスケールメリットを活かし、最少の経費で最大の効果が得られる工夫をしております。</p> <p>答弁なし（意見のみ）</p>
--	---

<p>案件6 随意契約（業務委託）</p> <p>令和4年度石岡駅観光案内所用デジタルサイネージ機器導入及び構築業務委託</p>	
発注方法	随意契約
主管課	産業戦略部商工観光課
契約日	令和5年3月13日
見積業者数	1者
予定価格	4,923,930円（税抜き：4,476,300円）
落札額	4,923,930円（税抜き：4,476,300円）
落札率	100%
意見・質問	回答
<p>一般競争入札に付して落札者が居なかったとのことだが、参加可能業者数の見込み等、どのような想定をしていたのか？</p> <p>入札参加資格を地域限定にして候補者が複数居たのにも関わらず、応募が無かったということか？</p> <p>先ほどの議論（1者による入札に係る取り扱いの是非）と似たような所があるので、取扱いを検討して欲しい。</p>	<p>一般競争入札で公募したところ、1者しか応募がありませんでした。</p> <p>想定業者は8者居りましたが、参加業者は1者であり、その者が最低制限価格を下回ったため入札が不調となり、今回の随意契約に至りました。</p> <p>答弁なし（意見のみ）</p>